医療関係統計事務の一部委託 仕様書

第1 委託件名

医療関係統計事務の一部委託

医療関係統計とは、医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査を指す。

※制度概要及び関連業務概要は別紙1参照

第2 契約履行期間

契約決定後から令和5年12月25日(月)まで

第3 履行場所

横浜市内から公共交通機関にて1時間30分以内で行ける範囲かつ取扱情報に応じたセキュリティ要件を満たす場所を受託者の負担で日本国内に用意する。

第4 医療施設静態調査業務(約5,500施設)

1 送付先リスト及び調査票の内容確認及び訂正作業

委託者から提供された送付先リストについては、同様に委託者から提供された令和5年度の医療施設の開設・廃止状況を基に比較し、送付先リストの加除訂正を行う。また、調査票については、既に印字されている内容について開設・廃止状況を基に内容確認及び訂正を行う。なお、訂正する場合は黒ボールペンで行い、送付先リストに加除訂正した旨を記載する。(調査票にすでに印字されている項目は、整理番号、保健所符号、市区町村符号、施設の所在地、名称、開設者、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急告示の有無、標榜科目(病院のみ))

なお、廃止施設については調査票の廃止の欄に印を付け、備考欄に廃院と記載する。また、休止している施設については調査票の休止の欄に印を付け、備考欄に休止中のため調査不能と記載する。

- 2 送付文、未印字の調査票、返信用封筒及び送付用封筒に係る印刷業務
- (1) 送付文の印刷(対象施設数:約5,500箇所) 送付文は、A4判1枚(片面印刷)へ印刷をする。送付文は委託者がデータで支給し、受託者が 印刷する。用紙は受託者が準備する。
- (2) 未印字の調査票への保健所符号等の印刷(記入でも可)(過去実績:約100箇所) すでに調査票に印字がされている施設以外(新規開設等)について委託者から送付された白紙の 調査票へ調査対象施設ごとの整理番号、保健所符号、市区町村符号、施設名及び施設所在地の印刷 (記入)を行う。
- (3) 返信用封筒への宛先等印刷(対象施設数:約5,500箇所)

返信用封筒は委託者にて支給する。ただし、委託者の支給した封筒の同等品(印刷内容等)であれば、受託者にて用意した封筒を使用することは差し支えない。郵便料金受取人払の申請に使用するため、返信用封筒の印刷見本(ゲラ刷り等)を本印刷前に提出すること。委託者が提示した見本をもとに作成し、校正は1回行う。返信用封筒はデータで支給し、受託者が印刷する。

(4) 送付用封筒への宛先等印刷(対象施設数:約5,500箇所) 送付用封筒を委託者が支給し、対象施設の宛名を受託者が印刷する。(宛名ラベルの貼付けでも 可)

3 調査票等の仕分け及び封入封かん業務

依頼文、調査票、調査の手引き、返信用封筒を施設ごとに仕分けし送付用封筒に封入封かんする。 セロハンテープ又は糊付けの範囲に留意し、確実に封かんすること。

なお、宛先及び内容物については2人以上で確認した後に封かんすることとする。封入封かんが終わったものは、送付先リストにその旨追記し、封入者及び確認者名を記録する。

ただし、第4 1で廃止又は休止とした施設については送付しない。

封かん後のもの及び送付先リストは、令和5年9月13日(水)までに委託者へ引き渡す。

4 対象施設からの問い合わせ対応業務

(1) 対応範囲

医療施設静態調査業務に関する事項全般とする。

(2) 対応期間

調査票の発送日 (<u>※令和5年9月15日(金)頃を予定</u>) から令和5年10月30日(月)までの 月曜日から金曜日の9時から17時とする。(祝日を除く)

(3) 問合せ対応の記録

問合せ等の応答にあたっては、正確に内容を把握するとともに、記入要領のほか、委託者が提供するマニュアルや厚生労働省ホームページ等を利用し、可能な限り受託者で完結することとする。

対応を行ったものについては、問合せ対応を記録するためのフォーマットに、「対応受付日」、「主なカテゴリ分類」、「質問概要」、「回答概要」を記録する。ただし、一般的、かつその回答が定型的な問合せ(提出方法、ログインの仕方等)については、「質問概要」及び「回答概要」を省略することができる。その他詳細な内容については委託者と別途協議するものとする。

(4) 問合せ対応の報告

対応件数(主なカテゴリ分類別)及び応答率の日別集計結果を1週間分とりまとめて、週1回報告する。詳細な内容については本市と別途協議するものとする。

(5) クレーム等について

クレーム又は、重大と思われる問合せがあった場合、原則、翌営業日午前中までに委託者に報告を行う。

ただし、委託者による緊急対応が必要となるものについては、受託者は電話にて速やかに委託者 に報告を行う。

- 5 調査票回収、仕分け及び提出済みリストの作成業務
- (1) 調査票回答方法

紙媒体又はオンラインによる回答がある。

(2) 調査票回収(調査対象施設からの提出期限は10月上旬予定)

調査対象施設から送付されてきた記入済みの調査票については、委託者が契約した郵便局での私 書箱を利用して回収する。また、委託者あて提出された調査票及びオンラインで届出された施設の 情報(届出の有無等)についても同様に委託者と調整し受領する。

発送後の持ち戻り品(宛所なし等)については、日付、理由等を送付先リストへ記載し、郵便局の記録とともに委託者あて報告する。なお、委託者への最終納品日以降に調査対象者から受託者あて送付された調査票については、審査を行わずにそのまま委託者あて送付する。

(3) 調査票の仕分け及び提出済みリストの作成

調査票等を整理番号順に仕分け、提出があった施設については、施設名、受理日及び受理者名を 記載した提出済みリストを作成する。

なお、オンラインについては、仕分け作業を不要とする。

6 内容審査、不備対応、未提出施設への催促及び提出遅延リストを作成

(1) 内容審査

受理した記入済み調査票(紙媒体)について、記入要領及び委託者から送付された医療機関の情報を参照し、記載に不備がないか確認する。

なお、オンラインについては、審査不要とする。

(2) 不備対応

記入済み調査票に不備がある場合や調査票の枚数が送付票に記載された枚数と違う場合は、医療機関に電話等にて連絡をとり内容の確認や修正を行う。なお、補記を指示された場合には、訂正箇所に二重線を引いて抹消し、黒ボールペンを用いて補記する。その他、これによらない対応については、委託者と別途協議する。確認結果については、提出済みリストに、確認日、確認者名、医療施設の応対者名、確認結果及び修正した場合はその内容を記載する。

(3) 未提出施設への催促業務(約1,200施設(令和2年度実績))

調査票が未提出の施設については、医療機関に電話等にて催促を行い調査票の提出を依頼する。 催促した場合は提出済みリストに、催促した日付、担当者名、連絡方法及び医療施設の応対者 氏名を記載する。また、1回催促を行っても提出されない場合は、白紙の調査票に医療機関名等 を記載の上、備考に調査不能と記入する。

また、提出が遅れている又は未提出の施設について、エクセルファイルにて提出遅延リストを 作成する。

7 調査票及び作成物等の納品

調査票、提出済みリスト、問合せ対応記録及び提出遅延リストを2回に分けて委託者あて納品をする。

1回目:令和5年10月6日(金)までに受理した調査票は令和5年10月13日(金)までに箱に詰めて、委託者へ引渡しを行うものとする。

2回目:令和5年10月25日(水)までに受理した調査票は令和5年10月30日(月)までに箱に詰めて、委託者へ引渡しを行うものとする。

なお、2回の納品日については、医療施設からの提出状況等に応じて、委託者と別途協議の上、契約履行期間の範囲内で変更できるものとする。

第5 患者調査業務(対象施設数:約200施設)

1 送付先リストの内容確認及び訂正作業

委託者から提供された送付先リストについては、同様に委託者から提供された令和5年度の医療施設の開設・廃止状況を基に比較し、送付先リストの加除訂正を行い、送付先リストに加除訂正した旨を記載する。

2 調査票の提出方法及び休診日等の施設への確認業務

調査対象施設あてに、調査の対象施設になったこと、調査概要及び調査票の提出方法が紙、CD-R等若しくはオンラインのいずれで行うかの希望を確認する。

また、調査対象施設毎に厚生労働省の定める調査日が休診日かどうかを確認し、調査日が休診日に 当たる場合は、調査票の記入が必要ない旨を伝える。その後、送付先リストへ確認日、確認者名、医 療施設の応対者名、提出方法及び休診日等の特記事項を記入する。

3 送付文印刷及び保健所符号等印刷業務

(1) 送付文の印刷(対象施設数:約200箇所)

送付文は、A4判1枚(片面印刷)へ印刷をする。なお、送付文は委託者がデータで支給し、受 託者が印刷する。用紙は受託者が準備する。

(2) 調査票への印刷 (調査票数:約70,000枚)

委託者から送付された調査票へ調査対象施設ごとの整理番号、保健所符号及び市区町村符号の記入を行う。

4 調査票等の仕分け、封入封かん及び調査票等送付業務

依頼文、調査票等を施設ごとに仕分けし封入封かんする。宛先及び内容物については2人以上で確認した後に封かんすることとする。封入封かんが終わったものは、送付先リストにその旨追記し、封入者及び確認者名を記録する。セロハンテープ又は糊付けの範囲に留意し、確実に封かんすること。 封かん後のものは、令和5年8月21日(月)までに調査対象施設へ送付する。発送については、送付日及び送付者を送付先リストへ記載する。

なお、発送に必要な梱包等資材は受託者が用意及び発送に係る諸費用は受託者負担とする。

また、発送後の持ち戻り品(宛所なし等)については、日付、理由等を送付先リストへ記載し、郵便局の記録とともに委託者あて報告する。

- 5 対象施設からの問い合わせ対応(電話対応)業務
- (1) 対応範囲

患者調査業務に関する事項全般とする。

(2) 対応期間

調査票の発送日 (<u>※令和5年8月21日(月)頃を予定</u>) から令和5年12月25日(月)までの 月曜日から金曜日の9時から17時とする。(祝日を除く)

(3) 問合せ対応の記録

問合せ等の応答にあたっては、正確に内容を把握するとともに、記入要領のほか、委託者が提供するマニュアルや厚生労働省ホームページ等を利用し、可能な限り受託者で完結することとする。

対応を行ったものについては、問合せ対応を記録するためのフォーマットに、「対応受付日」、「主なカテゴリ分類」、「質問概要」、「回答概要」を記録する。ただし、一般的、かつその回答が定型的な問合せ(提出方法、ログインの仕方等)については、「質問概要」及び「回答概要」を省略することができる。その他詳細な内容については委託者と別途協議するものとする。

(4) 問合せ対応の報告

対応件数(主なカテゴリ分類別)及び応答率の日別集計結果を1週間分とりまとめて、週1回報告する。詳細な内容については委託者と別途協議するものとする。

(5) クレーム等について

クレームまたは、重大と思われる問合せがあった場合、原則、翌営業日午前中までに報告を行う。ただし、委託者による緊急対応が必要となるものについては、受託者は電話にて速やかに委託者職員に報告を行う。

6 調査票の回収業務(紙媒体及びCD-R等の施設からの提出期限は11月中旬予定) 調査票回収日や回収方法を対象医療機関と調整し、対象医療機関から調査票をすべて回収する。 また、委託者宛に提出された調査票についても同様に委託者と調整し、すべて回収する。 なお、調査日が休診日等に当たっている場合はこれによらない。 紙媒体及びCD-R等で調査を行った施設について、記入済みの調査票を回収する。 また、オンラインで届出された施設の情報(届出の有無等)については、委託者と調整のうえ受領する。

調査対象者等から提出された紙媒体の調査票について、送付票に記載された枚数と相違ないか確認する

なお、回収に係る経費は、受託者が負担する。(CD-R等は医療機関が用意するものとする)

7 調査票の仕分け、提出済みリストの作成業務

病院・一般診療所・歯科診療所ごとに仕分けし、調査票の種類ごとに施設番号順に並べ、提出があった施設については提出済みリストを作成する。

なお、オンラインについては、仕分け作業を不要とする。

8 審査、不備対応、未提出施設への催促及び提出遅延リスト作成業務

(1) 審査

受領した調査票について、記入要領及び委託者から送付された医療機関の情報を参照し、記載に 不備がないか確認する。なお、委託者への最終納品日以降に調査対象者から受託者あて送付された 調査票については、審査を行わずにそのまま委託者あて送付する。

(2) 不備対応

調査票に不備がある場合や調査票の枚数が送付票に記載された枚数と違う場合は、医療機関に電話、郵送、FAX等にて連絡をとり内容の確認や修正を行う。なお、補記を指示された場合には、訂正箇所に二重線を引いて抹消し、黒ボールペンを用いて補記する。その他、これによらない対応については、本市と別途協議する。確認結果については、提出済みリストに、確認日、確認者名、医療施設の応対者名、確認結果及び修正した場合はその内容を記載する。

(3) 未提出施設への催促業務

調査票が未提出の施設については、医療機関に書面にて催促を行い調査票の提出を依頼する。1 回催促を行っても提出されない場合は、白紙の調査票に医療機関名等を記載の上、備考に調査不能 と記入する。

また、提出が遅れている又は未提出の施設について、エクセルファイルにて提出遅延リストを作成する。

9 最終納品物

調査票、提出済みリスト、問合せ対応記録及び提出遅延リストを2回に分けて委託者あて納品をする。

1回目:令和5年11月17日(金)までに受領した調査票は令和5年11月21日(火)までに箱に詰めて、委託者へ引渡しを行うものとする。

2回目:令和5年12月20日(水)までに受領した調査票は令和5年12月25日(月)までに箱に詰めて、委託者へ引渡しを行うものとする。

なお、2回の納品日については、医療施設からの提出状況等に応じて、委託者と別途協議の上、契約履行期間の範囲内で変更できるものとする。

第6 受療行動調査業務(対象:約15施設、調査票:約12,000枚)

1 保健所符号等印刷業務

(1) 送付文の印刷

送付文は、A4判1枚(片面印刷)へ印刷をする。なお、送付文は委託者がデータで支給し、受 託者が印刷する。用紙は受託者が準備する。

(2) 調査票への保健所符号等の印刷

委託者から送付された調査票へ調査対象施設ごとに保健所符号及び施設番号を印刷する。

2 調査票等の仕分け、封入封かん及び調査票等発送業務

送付文、調査票、調査の手引き及びボールペン等を委託者が提供するリストに掲載されている施設 ごとに仕分けし封入・封かんする。

なお、宛先及び内容物については2人以上で確認した後に封かんすることとする。封入・封かんが 終わったものは、送付先リストにその旨追記し、封入者及び確認者氏名を記録する。

封かん後のものは、令和5年10月2日(月)までに調査対象施設へ送付する。発送については、送付日、送付者氏名を送付先リストへ記載する。

また、送付先リストは令和5年10月13日(金)までに委託者あて提出する。

なお、ボールペンについては委託者にて用意し、受託者あて提供する。

また、発送に必要な梱包等資材は受託者が用意及び発送に係る諸費用は受託者負担とする。

3 対象施設ごとの調査票等の回収について(施設からの提出期限は10月末頃予定)

調査票回収日や回収方法を対象医療機関と調整し、対象医療機関から記入済みの調査票が入った 『提出用封筒(外来患者用・入院患者用)』、配布しなかった(書き損じ等含む)『外来患者票・入 院患者票(調査票)』、『提出用封筒(外来患者用・入院患者用)』及び『調査員証』をすべて回収す る。(※調査票の入った『提出用封筒』は開封しないこと。)

なお、回収した調査票の枚数については、対象施設が作成した送付票(様式2)を用いて確認する。

4 納品作業について

記入済みの調査票が入った『提出用封筒(外来患者用・入院患者用)』、配布しなかった(書き損じ等含む)『外来患者票・入院患者票(調査票)』、『提出用封筒(外来患者用・入院患者用)』及び『調査員証』を施設ごとに分けて令和5年11月8日(水)までに委託者あて納品をする。

なお、梱包等資材は受託者が用意する。

第7 個人情報の保護について

(本件の契約相手方選定においてはプライバシーマークの認証を受けていること又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度における認証を受けていることを条件としている。)

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。
- (2) 「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。また、各特記事項に記載された委託者あて報告を行うこと。
- (3) 入力には、外部インターネットと接続されていないパソコン端末等の機器を使用すること。
- (4) 入力データの保存先は委託者が貸与した外部記憶媒体(CD-R等)とし、入力に用いたパソコン端末等には保存しないこと。
- (5) 最終納品時に、パソコン端末内に本件委託に係るデータの一切が残っていない旨について、委託 者あて文書による報告を行うこと。

第8 業務進行上の注意

(1) 受託者は、常に本市と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率 的進行に努めなければならない。

- (2) 受託者の責めに帰すべき事由で不測の事態が発生した場合は、委託者と速やかに対応方法を協議することとする。また、その対応にかかる費用については、受託者の責めに帰すべき事由を踏まえ、別途委託者と協議するものとする。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項については、委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (4) 本委託業務における経緯、資料などは、委託者の求めに応じて提出できるようにしておく。
- (5) 委託業務期間中において、仕様書に記載のない事態、又は仕様書と異なる業務が生じた場合、軽易なものについては協議のうえ業務に反映するか否かを決定する。
- (6) 委託者と受託者は、委託契約期間中、仕様書の定めるところにより、委託業務の履行状況について相互に確認しなければならない。
- (7) 本業務の履行確認のため、委託者は受託者と協議の上、立ち入り調査等を行う事ができる。
- (8) 委託者が指示するデータ等の納品先は、別途書面により指示する場合を除いて、医療局医療安全課(横浜市役所21階)とする。
- (9) 本委託業務の作業場所について受託者は書面により届け出るものとする。 なお、作業場所の借上げ経費が発生する場合については、受託者負担とする。
- (10) 医療機関とのやり取りに使用する電話等は、受託者負担で用意すること。 なお、回線数の指定はありません。また、調査ごとに電話回線を取得する必要はありません。
- (11) 印刷用紙については、横浜市グリーン購入基準に適合した用紙を使用すること。
- (12) 調査票の項目等については、厚生労働省の通知により変更があるため、仕様書から変更することがあること。その場合は、協議を行い確認することとする。

第9 委託料の支払

- (1) 支払方法 請求書による口座振込払いとする。
- (2) 部分払いしない

	調査名	制度概要及び基準日	想定件数	対象	事業の流れ及び調査回答方法	委託内容	送付物(予定)《★:委託者提供、〇:受託者が用意》 ※ 調査票の枚数や手引き等の仕様は、直近2回の調査時のもの を参考に記載しています。
	医療施設静態調査	統計法(第2条第4項)に基づく 基幹統計であり、病院及び診療 所について、その分布及び整備 の実態を明らかにするとともに、 医療施設の診療機能を把握し、 医療行政の基礎資料を得ること を目的に実施しています。 基準日:10月1日	施設数:約5,500箇所	市内全ての病院、 一般診療所、歯科	厚生労働省から施設情報等が印字された調査票を受理し、最新の届出情報との整合性を確認した後、必要に応じて、保健所符号等を加除訂正し、9月に各医療機関あて送付します。 指定された基準日の情報を各医療機関が調査票に記載し、10月上旬までに回収し、調査票の記載について審査を行い、厚生労働省あて報告します。	・送付文印刷(A4判 片面・モノクロ印刷)(約5,500枚) ※送付文用の用紙は、受託者が用意する。 ・送付先リスト及び調査票の内容確認及び訂正 ・保健所符号の印刷(約5,500枚) ※ゴム印での押印等も可 ・送付用封筒及び返信用封筒への宛先印刷(約5,500枚) ・調査票等の仕分け、封入封かん ・医療機関からの問合せ、クレーム対応(記録作成含む) ・調査票受理、仕分け、提出済みリスト作成 ・内容審査、不備対応、未提出の医療機関への督促 ・提出遅延リスト作成 ・納品	○送付文 ○送付用封筒(封筒自体は委託者より提供可) ○返信用封筒(封筒自体は委託者より提供可) ★ 調査票(A4(病院、一般診療所はA3二つ折り))(各1枚) ★ 調査の手引 ★ オンライン調査システムの利用案内
3年に一度実施	患者調査	統計法(第2条第4項)に基づく 基幹統計であり、病院及び診療 所を利用する患者について、そ の傷病の状況等の実態を明らか にし、医療行政の基礎資料を得 ることを目的に実施しています。	施設数:約200箇所 調査票 配布枚数:約70,000枚	出された市内の病院、一般診療所、 歯科診療所	厚生労働省から調査票を受理し、最新の届出情報との整合性を確認した後、調査票に保健所符号を追記し、8月に各医療機関あて送付します。 指定された調査日の情報を各医療機関が調査票に記載し、11月中旬頃までに回収し、調査票の記載について審査を行い、厚生労働省あて報告します。	※発送にかかる経費は、受託者負担 ・医療機関からの問合せ、クレーム対応(記録作成含む) ・調査票回収及び仕分け	 ○ 送付文 ★ 調査票 (A4)※事前調査で紙媒体での回答を希望した施設のみ ・病院: 入院票、外来票、病院票、退院票(各1枚) ・一般診療所: 一般診療所票、退院票(各1枚) ・歯科診療所: 歯科診療所票(1枚) ★ 「主傷病名」「副傷病名」の記入様式(病院・診療所) ★ 調査の手引 ★ オンライン調査システムの利用案内
	受療行動調査	統計法(第2条第7項)に基づく 一般統計調査であり、医療施設 を利用する患者について、受療 の状況や受けた医療に対する満 足度等を調査するころにより、患 者の医務に対する認識や行動を 明らかにし、今後の医療行政の 基礎資料を得ることを目的にして います。	調査票		厚生労働省から調査票を受理し、調査票に保健 所符号を追記し、9月~10月上旬に各医療機関あ て送付します。 指定された調査日に患者へ調査票を配布し、患者 が直接厚生労働省へ回答します。	・送付文印刷(A4判 片面・モノクロ印刷)(約15枚) ※送付文用の用紙は、受託者が用意する。 ・保健所符号等の印刷(約12,000枚) ※ゴム印での押印等も可 ・送付先リスト作成 ・調査票等の仕分け、封入・封かん及び発送(約15件) ※発送用梱包資材等は、受託者が用意する。 ※発送にかかる経費は、受託者負担 ・調査票等の回収 ※審査は不要 ・納品 ※梱包資材等は、受託者が用意する。	○送付文 ★ 調査票 (A4(A3二つ折り)) ※配布枚数は、施設規模による ★ 返信用封用(角2) ※配布枚数は、施設規模による ★ 調査の手引き 各施設2部 (A4両面印刷28ページ(14枚+表紙+裏表紙)) ★ ポスター(A2) ※配布枚数は、施設規模による ★ 回収箱(72cm×80cm(折りたたんだ状態)) ※配布枚数は、施設規模による ★ その他印刷物(A4) ※配布枚数は、施設規模による ★ の他印刷物(A4) ※配布枚数は、施設規模による ★ 調査票記入用筆記具 ※配布枚数は、施設規模による ★ ボールペン ※各配布枚数等については、(参考)受療行動調査配布部数表(別紙2)を参考にしてください。(前回実績)

(参考) 受療行動調査 配布部数表

	調了	調査票		返信用封筒		送付票		調査票記入	回収箱
	外 来	入 院	外 来	入 院	(A2)	様式1	様式2	用筆記具	72cm×80cm (折りたたんだ状態)
1	1140	450	1140	450	6	1	1	1590	8
2	1610	790	1610	790	16		1	2400	10
3	30	70	30	70	2		1	100	6
4	290	200	290	200	6	1	1	490	8
5	1150	620	1150	620	16	1	1	1770	10
6	1610	710	1610	710	16	1	1	2320	10
7	500	330	500	330	6	1	1	830	8
8	190	80	190	80	2	1	1	270	6
9	1160	640	1160	640	16		1	1800	10
10	50	160	50	160	6		1	210	8
11	70	140	70	140	6		1	210	8
合計	7800	4190	7800	4190	98	6	11	11990	92

	静態調査	患者調査	受療行動調査		
対象施設数等		約200施設	15施設程度		
リスト送付時期	契約後、リスト(偶数月作成)を提供し、 廃止・開設・変更等が発生した施設につい ては、随時情報提供 毎月、開設・廃止・休止施設が20~30箇所 程度届出あり	調査対象医療機関の指定は厚生労働省が行うため、厚生労働省から通知があり次第、 お知らせします。 7月下旬(前回実績)			
依賴文作成	医療安全課で作成 9月上旬から中旬に受託者へデータ引渡し 受託者がA4モノクロ印刷(片面を予定)	医療安全課で作成 8月中旬頃に受託者へデータ引渡し 受託者がA4モノクロ印刷(片面を予定)			
依頼文と同封する 送付書類 厚生労働省から提 供されます。	医療機関あて窓あき封筒(角2) 静態調査票(5,500箇所) 病院・一般診療所(A4(A3二つ折り)) 歯科診療所(A4両面) 調査票手引き 病院・一般診療所(A4両面印刷約12ページ) 歯科診療所(A4両面印刷約8ページ) 返信用封筒(長3)	患者調査票(A4両面又は片面) 配布枚数は、施設規模による 調査票手引き 病院(A4両面印刷約74ページ) 一般診療所診療所(A4両面印刷約66ページ) 歯科診療所(A4両面印刷約30ページ) その他印刷物 送付票(施設が提出する際に添付)	受療行動調査票 入院・患者用 (A4(A3二つ折り)) 配布枚数は、施設規模による 調査票手引き 病院 (A4両面印刷約40ページ) その他印刷物 送付票 (施設が提出する際に添付) 返信用封筒 (角2)		
調査票への追記	静態調査票 (5,500施設) 保健所符号を追記 (記載方法は印刷でもゴム印でも手書き でも可)	患者調査票(約200施設) 保健所符号を追記 (記載方法は印刷でもゴム印でも手書き でも可)	受療行動調査票 (15施設) 保健所符号を追記 (記載方法は印刷でもゴム印でも手書 きでも可)		
返信用封筒印刷	厚生労働省から配布される封筒(長3)表面に返信先住所を受託者が追記(郵便料金受取人払の申請に使用するため、封筒毎にズレの無いように印刷をお願いします)※返信先住所は、私書箱を設置予定(委託者が用意)				
調査票の追加作成	紛失や開設等で調査票に印字のない施設 は、白紙の調査票に必要事項を記入 100件程度(過去実績)				
医療機関への発送	厚生労働省から配布される封筒(角2窓あき)に封入封緘後の発送は、医療安全課が対応 一斉発送後に発生する案件が出た場合は、 受託者対応	封入封緘及び配送方法は受託者のやりやす い方法で可	封入封緘及び配送方法は受託者のやりや すい方法で可		

	静態調査	患者調査	受療行動閥査
	10月1日現在の状況を医療機関が回答 10月下旬に医療安全課提出のため、その間 に出てこない又はオンライン報告が済んで いない施設に督促 未提出件数は不明		医療機関ごとに厚生労働省から指定され た日に実施 提出期限までに提出が確認できない場合 は督促
調査対象期間	《前回実績》 電話1回線 職員(20名弱)が通常業務を行いながら分	1 ME INC	
	問合せはあるかと思います。 また、今回、初めてオンライン報告を導入	また、今回、初めてオンフイン報告を導入するため、調本悪の内容以外の明合せた名	資料配布後から問合せはあるかと思います。 休日など役所の開庁時間以外の対応は不 要です。
	事務要領に沿って審査を実施 不備内容によっては、医療機関へ問合せを 実施(実施件数は、不明) 不備は多いと思います。	事務要領に沿って審査を実施 不備内容によっては、医療機関へ問合せを 実施(実施実績件数は、不明)	調査票は封緘されているため、調査票の 審査は不要です。
調査票の回収方法	私書箱は委託者が契約	回収方法は受託者のやりやすい方法で可	回収方法は受託者のやりやすい方法で可
その他	各種送付先リスト、医療施設開設・廃止状況	等の調査票等を送付するにあたり必要な情報	については、委託者が用意する。

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部 完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物 の引渡しを含む。以下同じ。)し、委託者は、その契約代 金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段 については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場 合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする.
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計 量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては 民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、 委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。(内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日(横浜市の休日を定める 条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定す る本市の休日を除く。)以内に、設計図書に基づいて、工 程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができ ス

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日 (横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。) 以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第 三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に 供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を 得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項 の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に 譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供して はならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場 合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

- の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定に かかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表すること ができる。
- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を 当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければな らない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括 して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただ し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りで ない。
- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。 (特許権等の使用)
- 第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

- 第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象と なるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しな ければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続 及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託 者とが協議して定めるものとする。

(現場責任者等)

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を 定め、契約締結後5日 (横浜市の休日を定める条例(平成3 年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休 日を除く。)以内に、その氏名その他必要な事項を委託者 に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も 同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従 事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなけれ ばならない。

(監督員)

- 第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限(他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。)に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの 約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が 必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に 定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場 責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容 と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める 監督員の権限は、委託者に帰属する。

(履行の報告)

- 第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。 (材料の品質、検査等)
- 第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料 については、中等の品質を有するものを使用しなければな らない。
- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査(確認を含む。 以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指 定された材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、検査に直接必要 な費用は、受託者の負担とする。
- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければ ならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、 委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、 品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に 適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨 を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、 その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求 めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸 与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又 は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等 によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に 定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が減失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に 明示されていないときは、委託者の指示に従わなければな らない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

- 第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合 において、委託者が、再履行その他の措置を請求したとき は、これに従わなければならない。
- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者 の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると 認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(条件変更等)

- 第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれ かに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委 託者に通知し、その確認を求めなければならない。
 - (1) 設計図書の表示が明確でないこと (設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)。
 - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約 等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
 - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期 することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項 各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、 直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が 立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査 を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及 び受託者によって確認された場合において、必要があると 認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を 訂正し、又は変更しなければならない。
 - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。 、設計図書を訂正する場
 - (2) 第1項第2号又は第3 委託者が行う。 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の 履行の内容の変更を伴う もの
 - (3) 第1項第2号又は第3 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の

委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わ ないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合 において、委託者は、必要があると認められるときは履行 期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合に おいて、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を 受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると 認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させ ることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、 必要があると認められるときは、履行期間を延長しなけれ ばならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責 めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額につ いて必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を 延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長 する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期 間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

- 第20条 第12条第7項 (同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

- 第21条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の 日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又 は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認 めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額(契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内に おける価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当とな ったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求 めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内 に日本国内において急激なインフレーション又はデフレー ションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、 委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金 額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めると きは、臨機の措置を執らなければならない。この場合にお いて、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、 委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむ を得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。 (一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第 2項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。 ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由によ り生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保 険によりてん補された部分を除く。)については、委託者 がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、 次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設 計図書に定めるところにより付された保険によりてん補さ れた部分を除く。)を及ぼしたときは、委託者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約 の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったこ とにより生じたものについては、受託者がこれを負担しな ければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に 紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議し てその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第26条 委託者は、第12条第7項(同条第9項後段において 準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第 15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19 条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条 第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額 を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担す べき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更すること ができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、 委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者 は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するもの とする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、 委託者の検査を受けなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかった ときは、中間検査の結果について異議を申し出ることがで きない。

(完了検査)

- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その 日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の 履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければ ならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、 受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失によ り、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負 担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その 日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければなら ない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

- を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良 な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払 を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部 分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるとこ ろにより、委託者に対して、部分払を請求することができ る
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、 当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立 会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をす るための検査を行わなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ いては、委託者が負担しなければならない。
- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。
- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、 委託者に部分払を請求することができる。この場合におい て、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内 に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延 し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわら ず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行 を一時中止することができる。この場合においては、受託 者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と 異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて 履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない ときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減 額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金 の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定 による催告をしても履行の追完を受ける見込みがない ことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

- 第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期 間内に履行がないときは、この契約を解除することができ る。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履 行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りではない。
 - (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎ ても着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は 履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了 する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (委託者の催告によらない解除権)
- 第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又 は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はそ の権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

- が明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を 明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者 がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示 した場合において、残存する部分のみでは契約をした 目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の 日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目 的を達することができない場合において、受託者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行を せず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を 達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明 らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当した とき。
- 第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又 は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方 が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の いずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する 額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく 長期継続契約においては、この条における契約代金額を、 契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。 (委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、 第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要がある ときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金 額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の 増減は含まない。)したとき。
 - (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間 の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、 6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部 のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行 が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除さ れないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請 求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責め に帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二 条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、 契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

- 第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、 第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合 においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査 に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなけ ればならない。この場合において、検査に直接要する費用 は、受託者の負担とする。
- 2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。
 - (1) 解除が第35条、第 36条又は第36条の2 の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支 払の日から返還の日までの日 数に応じ、契約日における、 政府契約の支払遅延防止等に 関する法律(昭和24年法律第 256号)第8条第1項の規定に 基づき財務大臣が決定する率 を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未 満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその 端数を切り捨てるものとす る。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づく

とき。

- 当該余剰額
- 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給 材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査 に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返 還しなければならない。この場合において、当該支給材料 が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損した とき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の 完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の 期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若し くは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わ って当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付 けを行うことができる。この場合においては、受託者は、 委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申 し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しく は取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第 委託者が定める。第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。
 - (2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴39条、第40条又は第 いて定める。42条の規定に基づくとき。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者 が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託 者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することが できる。
 - (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約 の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和31年政令第337号) 第29条第1項に規定する財務大臣が定める率 (年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。こ

- の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額(以下「契約代金の総額」という。)と読み替える。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
 - (1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完 了前に契約が解除された場合
 - (2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって 受託者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項 第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産法 (平成16年法律第75号) の規定 による破産手続開始の決定があった場合において、同法の 規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について会社更生法(平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項及び第3項各号に定める場合(第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。(談合等不正行為に対する措置)
- 第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

- 定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。) 又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為 があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分 野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に おいて、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野 に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
- 3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除 されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

- 第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に 適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委 託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託 者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由とし て、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請 求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者 が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によっ て知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる 期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕 様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る 請求等が可能な期間(以下、この項「契約不適合期間」と いう。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知 した場合において、委託者が通知から1年が経過する日ま でに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間 の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、 当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時 効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を することができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失 により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に 関する受託者の責任については、民法の定めるところによ る。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力 団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に 報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な 協力をしなければならない。
- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員 等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を 直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるお それがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わ なければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると 認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期 間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務を この契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺 することができる。

(概算契約)

- 第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)(水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。)の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約(以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務(以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を 定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じ なければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わな ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により 個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

- 第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る 個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
 - (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

③ 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

- 第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に 取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこ の限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、 当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。) における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に 報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当す る承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。
- 5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。 (個人情報が記録された資料等の返還等)
- 第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこと となったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従 い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法によ り処理するものとする。

(報告及び検査)

- 第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも 1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所に おいて検査するものとする。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担 とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担す る。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

- 第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、 個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際 に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に 提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、 前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提 出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第 11 条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏 えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該 受託者が負うものとする。

安全管理措置報告書

	調査項目	内容					
1	業者名						
		□横浜市競争入札有資格者 □その他(
		□横浜市出資法人(条例第 条)					
2	業務の作業担当部署名						
3	業務の現場責任者役職名						
4	業務の個人情報取扱者の						
	人数						
5	個人情報保護関連資格等	□Pマーク □ISMS					
		□その他の資格 ()					
		□個人情報関係の損害保険に加入					
6	個人情報保護に関する社	□個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程					
	内規程等	□個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等					
		□個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記					
		□その他の規程()					
		□規程なし					
7		 □個人情報保護に関する研修・教育を実施(年 回/従業員1人につき)					
′							
	修・教育	□その他()					
8	個人情報保護に関する点						
	検・検査・監査の方法等						
9	漏えい等の事案の対応規程	・マニュアル等の内容					
	(1) 対応規程・マニュアル	名 称					
	等が <u>ある場合</u>	内容					
	(2) 対応規程・マニュアル	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、な					
	等がない場合	るべく具体的に記載していください。)					
	<u> </u>	•					

0 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制								
※ 作業を実施機関の施設に	※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子							
計算機のみを使用する場合	計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所							
有の電子計算機を使用する	る場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。							
(1) 作業施設の入退室管	作業期間中の入室可能人数							
理	□上記4の作業者のみ							
	□作業者以外の入室可(□上記外名 □その他)							
	 入退室者名及び時刻の記録							
	□なし (施錠のみ、身分証提示のみ等)							
	□あり□用紙記入□あり□用紙記入□あり□用紙記入□あり□用紙記入□□あり□□用紙記入□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□							
	□ I Cカード等により I D等をシステムに記録							
	□カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録							
	□その他(
	□その他()							
(2) 個人情報の保管場所	紙媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室							
	□その他 ()							
	電磁媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室							
	□その他()							
(3) 作業施設の防災体制	□常時監視 □巡回監視 □耐火構造 □免震・制震構造							
	□その他()							
	Art He II.							
(4) 個人情報の運搬方法	紙媒体							
	電磁媒体							
	HE READY IT							
(5) 個人情報の廃棄方法	紙媒体							
	電磁媒体							
(6) 施設外で作業を行う								
場合の個人情報保護対								
策(行う場合のみ記入)								
	<u>'</u>							

1	11 電算処理における個人情報保護対策							
	※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 (1) 作業を行う機器 □限定している (ノート型 台、デスクトップ型 台)							
	(1)	作業を打り機器	□限定している(ノート堂古、ケスクトツノ型音) □限定していない					
	(2)	外部との接続	□作業機器は外部との接続をしていない □作業機器は外部と接続している					
			接続方法:□インターネット □専用回線 □その他(通信の暗号化:□している □していない)				
	(3)	アクセス制限	□ I D・パスワード付与によりアクセス制限をしているI Dの設定方法()				
			パスワードの付け方()				
			□ⅠD・パスワード付与によりアクセス制限をしていない	,				
		不正アクセスを検知	□あり(検知システムの概要:)				
		るシステムの有無	ロなし					
		マルウェアを検知するシステムの有無	□あり(検知システムの概要: □なし)				
	(6)	ソフトウェアの更新	□常に最新のものに自動アップデートするものとなっている □上記以外 ()				
	(7)	アクセスログ	□アクセスログをとっている (年保存)□アクセスログをとっていない					
	(8)	停電時のデータ消去	□無停電電源装置 □電源の二重化					
	财	近上対策	□その他()				
	(0)	 その他の対策	口なし					
	(9)	ての他の対象						
1		国における個人情報の	□あり					
	取扱	いの有無	□外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で 人情報の取扱いはない	での個				
			□外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個	国人情				
			報を取り扱っている					
			□なし					
			※「あり」の場合は、以下も記入してください。					
		個人情報の取扱いが うる外国の名称						
	(2)	当該外国における個						
	人	、情報の制度・保護措置						
	等	r F						

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名 責任者職氏名

研修実施報告書·誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により 準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の 個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取 り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関す る法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生し た場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、 別紙(全 枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に 取り扱うことを誓約いたします。

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

研修受講日	所	属	担 当 業 務	氏	名

(A4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

- 第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する 横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な 事項を定めるものである。
- 2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

- 第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。
- (2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条 例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。
- (3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム 及び雷磁的記録をいう。

(適正な管理)

- 第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等 (以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要 な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して 異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならな い。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委 託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た 不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必 要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除さ れた後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公 正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

- 第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本 件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本件業務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

- 第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に 取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委 託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86 号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で 約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」と いう。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に 求めなければならない。
- 3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合む、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

- め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する 受託者による承諾を要しない。
- 5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

- 第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受 託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使 用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたとき は、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しく は消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。) するものと する
- 2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。
- 3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不 開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不 開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託 者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託 者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

- 第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び 委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、 委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は 受託者に対して損害賠償を請求することができる。
- (1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。
- 3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

- 第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、 約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものと する
- (4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、 受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に 対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するた めに必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。
- 3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正:令和5年4月1日)